

第6回 子ども家庭福祉の認定資格の取得に係る研修等に関する検討会ワーキンググループ	資料3
令和4年11月29日	

子ども家庭福祉に係る研修の研修課程について（案）

<指定研修について>

- 子ども家庭福祉に係る研修については、社会福祉士や精神保健福祉士であって2年程度の相談援助業務の経験を有する者など、一定の要件を満たす者を受講対象として実施するもの。
- 子ども家庭福祉に係る研修の具体的内容の検討に当たっては、第1回WGにおいて確認した「本検討会・WGにおける議論のフレームワーク」に基づき、専門性の柱に沿って整理を行う必要がある。
- 以上を踏まえ、子ども家庭福祉に係る研修の科目名、時間数、到達目標及び想定される教育内容の例示について別添のとおり事務局において整理。

<検討の視点>

- 子ども家庭福祉に係る研修については、子どもの最善の利益を確保する観点から整理を行った専門性の柱に沿いつつ、全体として100時間程度の内容とすること等の前提を踏まえる必要があるが、具体的な科目名や到達目標、想定される教育内容の例示及び時間数について、どのように考えるか。
- 本認定資格の導入目的である子ども家庭福祉分野の現場の相談援助業務の専門性向上を早期に実現させる観点から、研修実施機関を十分な数確保することも求められるが、具体的な科目名や到達目標、想定される教育内容の例示及び時間数について、どのように考えるか。

<子ども家庭福祉に係る研修について（第2回・第3回WGからの主な変更点）>

<研修内容について>

- 第2回・第3回WGでのご議論も踏まえ、下記のような方針で再整理。
 - ・ 各科目の内容について、講義及び演習により構成することを基本として整理
 - ・ 専門性の柱（1～3）を基本として科目を構成
 - ・ 第2回・第3回WGにおける各構成委員からのご意見の反映
 - ・ 科目と想定される研修内容の例示について、既存の公的資格の取り扱いも参考とする
 - ・ ソーシャルワークに係る研修の内容との整合性を図るため、ソーシャルワークの基礎に着目した科目については、基本的にはソーシャルワークに係る研修に盛り込むこととする等の方針で再整理。

<時間数について>

- 第2回・第3回WGのご議論を踏まえ、専門性の柱（1～3）毎に提示した時間数について変更を加えるとともに、個々の科目毎の時間数に関して講義・演習別に時間数の案を整理。

(別添)

＜子ども家庭福祉に係る研修（イメージ）＞

- ※ 子ども家庭福祉に係る研修の各科目は、到達目標及び**研修**に含むべき事項を研修内容に含めること。また、規定時間以上の時間を確保すること。
- ※ 子ども家庭福祉に係る研修について、他の研修において特定の科目を履修した者については、一部の科目の受講を免除とすることができることとする。具体的な免除科目については「時間」欄のとおり。
- ※ 厚労 WG 資料 3「主な柱だて」のうち、「1. 専門的知識や技術を取り入れ、実践から学び、専門性を高め続けることの重要性を理解する。」、「1. スーパービジョンの授受の意義を理解し、常に自らの実践を批判的に振り返る姿勢を身に着け、自身を理解し、より良い支援の手立てを見出していく。」、「2. 相談支援等に求められる、地域福祉の基本的な考え方や展開、動向を理解する。」といった部分については、ソーシャルワークに係る研修において盛り込むことを想定。
- ※ 演習については、講義科目で学習した価値・知識・技術を統合して実践的な内容として展開することに留意しつつ、子ども家庭福祉分野で求められる実践的な能力を修得するため、個別指導並びに集団指導を用いて具体的な援助場面を想定した実技指導（ロールプレイング、グループワーク、事例検討等）を中心とする演習形態により行うこと。
- ※ 演習においては、具体的な内容を含む事例等（集団に対する事例含む。）を活用し、複合的な課題への支援を遂行できる総合的かつ実践的な能力の修得に向けた指導等を行うこと。
- ※ 研修の科目について、演習に該当する部分をまとめて教授する等、養成機関において柔軟な実施を可能とすることを想定。

科目名 (講義 33・演習 63)	時間 (上段: 講義、下段: 演習)	専門性に係る WG 資料中「主な柱だて」との対応関係	到達目標	想定される研修内容の例示
【講義】				
1. 子どもの権利擁護	1.5 ㊦ 社会福祉士、児童福祉司任用前研修修了者 7.5	1. ○ 子どもの最善の利益を考慮して、子どもの福祉の推進に貢献する。	①子どもの権利の考え方について理解する ②子どもの権利に関する経緯について理解する ③子どもの権利条約や国内法について理解する ④ 子どもの権利擁護のための意見表明支援とアドボ	①子どもの権利の考え方 ②子どもの権利に関する経緯 ③子どもの権利条約 ④子どもの権利に関する国内法（児童福祉法） ⑤ 子どもの意見表明支援（意思決定支援）とアドボカシー

			カシーについて理解する	
2. 子ども家庭福祉分野のソーシャルワークの専門職の役割	1.5 4.5	1. ○ ソーシャルワークの基本的理念や、ソーシャルワークの専門職の役割を十分に認識する。	① 子ども家庭福祉のソーシャルワークの専門職の役割を理解する。	①子ども家庭福祉のソーシャルワークの専門職の役割 ②子どもに向き合う姿勢（ストレンクス視点、エンパワメント、自立支援）
3. 子ども家庭福祉ー1 (子ども家庭をとりまく環境と支援)	3 3	2. ○ 子どもの養育環境、地域や国籍等の文化的背景等により、発達の過程が多様であることを理解する。 ○ 保護者・妊産婦やその家庭を支援するに当たっては、その多様なあり方や、社会的背景、地域の特性、家族内の相互作用を理解する。 ○ 悪影響からの回復と健全な育ちを促すための切れ目ない支援につなげる。 ○ 地域の見守り、アウトリーチ等による虐待予防に資する支援、一時保護施設や里親、児童養護施設等の社会的養護の枠組み、当事者	①子ども・家庭の定義と権利について理解する ② 子どもの生活実態とこれを取り巻く社会環境について理解する ③ 子ども家庭福祉の歴史について理解する ④ 子どもに対する支援における関係機関と専門職の役割について理解する	① 子ども・家庭の定義 ②ライフステージごとの子どもの生活（胎児期・周産期～青年期等） ③子どもが置かれた状況の理解 ④子ども虐待の理解 ⑤子どもを取り巻く社会環境 ⑥外国籍を有する者の置かれている状況 ⑦ヤングケアラーのいる家庭が置かれている状況 ⑧子どもと環境の相互作用 ⑨子ども家庭福祉の理念 ⑩その他の子どもや家庭(女性、若者を含む)に対する支援における組織・団体の役割 児童福祉施設、家庭裁判所、警察、婦人相談所、配偶者暴力相談支援センター、婦人保護施設、こども家庭センター（子ども家庭総合支援拠点、子育て世代包括支援センター）、子ども・若者総合相談センター、地域若者サポートステーション、医療機関、学校（教育機関）等 ⑪専門職等の役割 社会福祉士、精神保健福祉士、保育士、医師、歯科医師、保健師、看護師、助産師、理学療法士、作業療法士、栄養士、弁護士、児

		<p>(要支援者)の視点に立った権利擁護の意義について理解し、アセスメントや支援につなげる。</p> <p>○ 相談支援等に求められる、障害福祉等といった関連する領域の法的知識や施策、社会的課題を理解する。</p>		<p>童福祉司、児童心理司、家庭児童福祉主事、児童指導員、母子支援員、スクールソーシャルワーカー、スクールカウンセラー、民生委員、児童委員、主任児童委員、家族、住民、ボランティア等</p>
<p>4 子ども家庭福祉—2 (保護者や家族の理解)</p>	<p>1.5 3</p>	<p>2.</p> <p>○ 保護者・妊産婦やその家庭を支援するに当たっては、その多様なあり方や、社会的背景、地域の特性、家族内の相互作用を理解する。</p>	<p>① 保護者や家族の生活実態とこれを取り巻く社会環境について理解する</p> <p>② 家族に対する支援について理解する</p> <p>③ 家族システムの理解について理解する</p> <p>④ 子ども・家庭に対する支援における関係機関と専門職の役割について理解する</p>	<p>①家庭が置かれた状況の理解 (DV とその背景、親の精神疾患等、子どもや妊産婦、保護者、中途養育者が抱える課題、)</p> <p>②家庭を取り巻く社会環境</p> <p>③家族理解 (ステップファミリー等の多様な家族の形態、家族の歴史、家族内力動、家族のライフコース、保護者の生活歴、世代間連鎖)</p> <p>④家族システムの理解</p> <p>⑤家族支援 (ジェノグラム、エコマップ)</p>
<p>5. 子ども家庭福祉—3 (精神保健の課題と支援)</p>	<p>3 ④精神保健福祉士 3</p>	<p>2.</p> <p>○ 子どもの障がい、健康状態により、発達の過程が多様であることを理解する。</p> <p>○ 相談支援等に求められる、保健医療領域の法的知識や施策を理解する。</p>	<p>① 現代の精神保健分野の動向と基本的考え方について理解する</p> <p>② ライフサイクルに応じた精神保健の動向を理解する</p> <p>③ 家族に関連する精神保健の課題と支援について理解する</p> <p>④ 精神保健の視点から見た現代社会の課題とアプローチについて理解する</p> <p>⑤ 精神保健に関する発</p>	<p>① 精神保健の動向</p> <p>② 精神保健活動の対象</p> <p>③ 家族関係における暴力と精神保健</p> <p>④ 出産・育児をめぐる精神保健</p> <p>⑤ 家族関係の課題 (精神疾患を抱えた親と子の関係性に関する課題)</p> <p>⑥ 精神保健支援を担う機関</p> <p>⑦ 関与する専門職と関係法規</p> <p>⑧ 自殺予防</p> <p>⑨ 身体疾患に伴う精神保健</p> <p>⑩ 貧困問題と精神保健</p> <p>⑪ 社会的孤立</p> <p>⑫ 他文化に接することで生じる精神保健上の問題</p>

			<p>生予防と対策について理解する</p> <p>⑥ 地域精神保健に関する偏見・差別等の課題について理解する</p> <p>⑦ 専門職等の役割について理解する</p>	<p>⑬ 精神保健の予防の考え方</p> <p>⑭ 精神保健の視点からみた課題（虐待予防）</p>
6. 子ども家庭福祉－4（行政の役割と法制度）	1.5 ㊦ 社会福祉士、児童福祉司任用前研修修了者 1.5	2. ○ 相談支援等に求められる、障害福祉等といった関連する領域の法的知識や施策、社会的課題を理解する。	<p>① 子ども・家庭に関する制度の発展過程について理解する</p> <p>② 子ども・家庭に対する法制度について理解する</p> <p>③ 子ども・家庭に関する行政機関の役割を理解する</p>	<p>① 児童観の変遷</p> <p>② 子ども家庭福祉制度の発展過程</p> <p>③ 子ども家庭福祉に関する法制度（児童福祉法、児童虐待の防止等に関する法律）</p> <p>④ 国、都道府県、市町村の役割（保健所含む）児童相談所の役割、組織、業務、市町村等との連携</p>
7. 子どもの身体的発達等、母子保健と小児医療の基礎	1.5 1.5	2. ○ 子どもの身体的な発達段階に関する正しい知識や発達上のニーズを理解する。 ○ 子どもの障がい、健康状態により、発達の過程が多様であることを理解する。 ○ 相談支援等に求められる、保健医療領域の法的知識や施策を理解する。	<p>① 子どもの身体的な成長発達を理解する</p> <p>② 障害理解と発達支援について理解する。</p> <p>③ ライフステージにおける心身の変化と健康課題について理解する</p> <p>④ 健康及び疾病の捉え方について理解する</p> <p>⑤ 身体構造と心身機能について理解する</p> <p>⑥ 疾病と障害の成り立ち及び回復過程について理解する</p> <p>⑦ 周産期、母子保健、保健医療対策について理解する</p>	<p>子どもの乳幼児期、児童期、思春期における</p> <p>① 健康と疾病、人体部位の名称と役割、疾病</p> <p>② 障害の概要（発達障害、行動障害）</p> <p>③ 疾病と障害及びその予防・治療・予後・リハビリテーション</p> <p>④ 母子保健</p> <p>⑤ 周産期の母体、子どもの育ち</p> <p>⑥ 保健医療対策</p>
8. 子ども	3	2.	① 心理学の視点について	①心理学の視点

<p>の心理的発達と性的行動</p>	<p>1.5</p>	<p>○ 子どもに関する様々な相談支援等を行うに当たっては、子どもの心理的な発達段階に関する正しい知識や発達上のニーズを理解する。</p>	<p>理解する ② 人の心の基本的な仕組みと機能について理解する ③ 人の心の発達過程について理解する ④ 心理学の理論を基礎としたアセスメントと支援の基本について理解する ⑤ 子ども虐待とその心理的影響を理解する</p>	<p>① 人の心の発達過程 ② 心の発達の基盤 ③ 性的行動と発達（LGBTQ等の多様なあり方を含む） ④ 心理アセスメント ⑤ 心理的支援の基本的技法 ⑥ 心理療法におけるアセスメントと介入技法 ⑦ 子ども虐待や逆境体験とその心理的影響の理解 ⑧ 小児期の逆境体験の理解（ヤングケアラーを含む）と保護要件 ⑨ 虐待等不適切な養育環境の長期的影響（生物学的影響、身体的病理、精神的病理、行動上の問題） ⑩ アタッチメントとアタッチメント障害 ⑪ トラウマと PTSD ⑫ 誤学習（不適切な性的行動等） ⑬ 喪失体験 ⑭ 世代間連鎖</p>
<p>9. 社会的養育の理念と社会的養護を必要とする児童に対する支援</p>	<p>1.5 1.5</p>	<p>2. ○ 一時保護施設や里親、児童養護施設等の社会的養護の枠組みについて理解する。</p>	<p>① 社会的養育の理念について理解する ② 専門職等の役割について理解する</p>	<p>① 社会的養育の理念（パーマネンシー保障、社会的養護における運営・養育指針） ② 専門職等の役割 ③ アドミッションケア、インケア、リービングケア</p>
<p>10. 様々な状況下にある児童や家庭への支援（支援を必要とする児童等への自立支援、ひとり親家</p>	<p>1.5 1.5</p>	<p>2. ○ 一時保護施設や里親、児童養護施設等の社会的養護の枠組みについて理解する。 ○ 相談支援等に求められる</p>	<p>① 児童養護施設等における自立支援やケアリーダーへの自立支援について理解する ② ひとり親家庭が置かれた状況や課題について理解する ③ 少年非行の現状と背景について理解する</p>	<p>① 児童養護施設等における自立支援やケアリーダーへの自立支援 ② ひとり親家庭が置かれた状況や課題 ③ ひとり親支援に関する法制度 ④ 少年非行の現状と心理的・社会的背景等 ⑤ 児童福祉法と少年法との関係 ⑥ 専門職等の役割</p>

庭、少年非行)		る、関連する領域の法的知識や施策を理解する。	④ 専門職等の役割について理解する ⑤ 児童福祉法と少年法との関係について理解する	
1 1. 貧困に対する支援	1.5 ④ 社会福祉士 1.5	2. ○ 相談支援等に求められる、貧困等といった関連する領域の法的知識や施策を理解する。	① 貧困の概念について理解する ② 貧困状態にある人の生活実態とこれを取り巻く社会環境について理解する（貧困が子どもに及ぼす心理社会的影響の理解を含む） ③ 貧困に対する法制度について理解する ④ 貧困に対する支援における関係機関と専門職の役割について理解する（子どもの貧困対策における学校の役割理解を含む）	① 貧困の概念 ② 貧困状態にある人の生活実態 ③ 貧困状態にある人を取り巻く社会環境 ④ 貧困状態にある人に対する福祉の理念 ⑤ 貧困に対する法制度 ⑥ 国、都道府県、市町村の役割 ⑦ 福祉事務所の役割、自立相談支援機関の役割 ⑧ 関連する専門職等の役割
1 2. 保育	1.5 1.5	2. ○ 相談支援等に求められる、保育等といった関連する領域の法的知識や施策を理解する。	① 養護を基盤とした保育の理念や、保育制度や保育士に求められる役割、専門性について理解する ② 子ども・家庭が抱える課題と保育制度の関連性について理解する	① 保育における養護の理念等の理解 ② 保育制度や保育士に求められる役割、専門性の理解 ③ 子ども・家庭が抱える課題と保育制度の関連性の理解
1 3. 教育	3 1.5	2. ○ 相談支援等に求められる、教育等といった関連する領域の法的知識や施策を理解する。	① 今日の学校教育現場が抱える課題とその実態について理解する ② スクール・ソーシャルワークの発展過程・実践モデル・支援方法について理解する	① 児童生徒を取り巻く学校・家庭・地域の情勢（いじめ、不登校） ② 学校におけるソーシャルワークの価値・倫理や役割、活動の内容（障害等個人が持つ課題への合理的配慮） ③ スクールソーシャルワークの実践モデル ④ スクールソーシャルワークの個別支援の視

			<ul style="list-style-type: none"> ③ 公教育の目的と意義について理解する ④ 教育の場としての学校の理解について理解する ⑤ 教員の職務の全体像について理解する ⑥ チーム学校運営について理解する 	<ul style="list-style-type: none"> 点、集団支援の視点 ⑤スクールソーシャルワークの学校・家庭・地域共同支援 ⑥公教育の目的と意義 ⑦教育の場としての学校の理解 ⑦ 教員の職務の全体像 ⑧ チーム学校運営
<p>14. 児童虐待とケースマネジメント（子どもの安全確保を目的とした対応）</p>	<p>3  児童福祉司任用後研修了者 7.5</p>	<p>3. ○ 面接技術を習得し、要支援者が置かれている状況を正しく理解するためのアセスメントを行い、それに基づく支援や支援状況の確認、支援方針の再検討を行う。虐待やネグレクト等の状況下に置かれている子どものアセスメントに当たり、危機管理の視点に立ったリスク評価と子どもの育ちに必要なニーズ把握を適切に行い、子育て支援サービスの提供や一時保護等の措置等の支援方針につなげる。</p> <p>○ 子どもの権利が侵害されている場合には、子どもの安全確保を目的とした対応や関係機関との協働等について、危機介入の観点から迅速かつ適切に行う。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ①ケースマネジメントについて理解する ② 行政権限の理解と行使について理解する ③ 子どもに対する面接等の技術について理解する ④ 家族への支援について理解する ⑤ 重大事例について理解する 	<ul style="list-style-type: none"> ① 子どもの安全確保を目的とした対応の方法（抵抗や拒絶への理解、子どものトラウマとそのケア） ②行政権限の理解と行使 ③ケースマネジメントのプロセスとその理解 <ul style="list-style-type: none"> ・ ケースの発見 ・ インテーク（エンゲージメント） ・ アセスメント、再アセスメント ・ プランニング ・ 支援の実施 ・ モニタリング ・ 支援の終結と事後評価 ・ アフターケア ④子どもや保護者に対する面接技術 ⑤重大事例の検討
<p>15. 子ども家庭福祉とソーシャルワーカー1</p>	<p>1.5 7.5</p>	<p>3. ○ コミュニケーション能力を高め、面接技術を習得する。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ① 子どもに対する相談支援等について理解する ② 子どもに対する面接等の技術について理解する 	<ul style="list-style-type: none"> ①子どもに対する相談支援等 ②子どもや保護者への面接技術 ③子どもへのケア

<p>(児童や家庭への相談支援等やその技術)</p>		<p>○ 子どもの自立も含めた長期的な視点を持つ。</p>	<p>③ 子どもへのケアについて理解する</p>	
<p>16. 子ども家庭福祉とソーシャルワーカー2 (地域を基盤とした多職種・多機関連携による包括的支援体制の構築)</p>	<p>1.5 7.5</p>	<p>3. ○ 地域の支援者や関係機関との協働の意義を理解し、推進する。 要支援者に対して相談支援等を行うに当たっては、要支援者に必要な支援内容に応じて、関連分野のサービスを提供する支援者や関係機関と効果的な協働を図る。また、子どもを中心に置いた、多職種・多機関協働をコーディネートする能力を身に着け、実践する。</p>	<p>① 多職種連携による子ども家庭支援について理解する ② 地域を基盤とした子どもへの包括的支援と支援体制の構築 ③ 多職種連携に関する支援の実際</p>	<p>①多職種・多機関連携による支援(重層的支援体制整備を含む) ②地域における子どもの生活と地域の見守り ③不足する資源やシステムの開発・ソーシャルアクション ④多職種連携に関する支援の実際 社会的養護を必要とする児童(児童福祉施設等、里親家庭等、養子縁組)／自立支援(成年後見制度等、障害者福祉制度、年金制度、居住支援、就労支援等)／保育／学校教育／ひとり親家庭/少年非行(司法機関(警察、検察、鑑別所、家庭裁判所等))／貧困／精神保健</p>
<p>17. 子ども家庭福祉とソーシャルワーカー3(組織の運営管理)</p>	<p>1.5 7.5</p>	<p>3. ○ 組織対応の意義を理解し、推進する。組織の中での自らの役割を認識し、組織としての方針決定に貢献するとともに、組織的な改善に努める。</p>	<p>① 判断過程においては、個人の常識や組織の環境等の要因により、判断に偏りが生じることを理解する ② 重大なミスを防ぐための安全文化を理解する ③ 組織マネジメントを理解する ④ 組織内のスーパービジョンを理解する ⑤ 組織における人材の育成と支援(メンタルヘルス)を理解する</p>	<p>①判断過程における、個人の常識や組織の環境等の要因による判断の偏り ②重大なミスを防ぐための安全文化 ③組織マネジメント ④組織内のスーパービジョン ⑤組織における人材の育成と支援(メンタルヘルス)</p>